



八重瀬町

新型インフルエンザ等対策行動計画

(改定案)

令和 8 年 3 月改定

概要

はじめに

【八重瀬町新型コロナウイルス等対策行動計画改定の目的】

令和 2（2020）年 1 月に我が国で最初の新型コロナウイルス感染症（COVID-19）¹（以下「新型コロナ」という）の感染者が確認されて以降、新型コロナの感染が拡大する中で、我が国の国民の生命及び健康が脅かされ、国民生活及び社会経済活動は大きく影響を受けることとなった。この未曾有の感染症危機において、次々と変化する事象に対し、国民はもとより、政治、行政、医療関係者、事業者等、国を挙げての取組が進められてきた。

本町では、令和 5（2023）年 5 月 8 日に新型コロナが五類感染症に移行するまでの間に「八重瀬町新型コロナ感染症対策本部」を立ち上げ、町民のくらしを守るための様々な支援策や、ワクチン接種の実施や促進などに取り組んできた。

今般の八重瀬町新型コロナウイルス等対策行動計画（以下「町行動計画」という）の改定は、新型コロナへの対応（以下「新型コロナ対応」という）で明らかとなった課題や、これまでの関連する法改正等も踏まえ、令和 7（2025）年 3 月 28 日付で全面改定された、沖縄県新型コロナウイルス等対策行動計画（以下「県行動計画²」という）に基づき、新型コロナウイルス等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号以下「特措法」という）第 8 条第 7 項の規定により、八重瀬町新型コロナウイルス等対策有識者会議（以下「有識者会議」という）の意見を聴いた上で行うものである。

本町では、新型インフルエンザや新型コロナ等³以外も含めた幅広い感染症による危機に対応できる社会を目指し、町行動計画に基づき、感染症危機に対する平時の備えに万全を期すとともに、有事には感染症の特徴や科学的知見のみならず、島しょ県としての地理的な特殊性や在沖米軍専用施設が集中して存在している特殊事情などを踏まえ、迅速かつ着実に必要な対策を実施していく。

【町行動計画の改定概要】

町行動計画は、感染症有事に際して迅速に対処を行うため、あらかじめ有事の際の対応策を整理し、平時の備えの充実を図るものである。有事に際しては、町行動計画の様々な対策の選択肢を参考に、特措法第 18 条第 1 項に規定する基本的対処方針を

¹ 病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（2020 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関（WHO）に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるもの。

² 「沖縄県新型コロナウイルス等対策行動計画の作成について」令和 7 年 3 月 31 日沖縄県保健医療介護部長

³ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）第 6 条第 7 項第 3 号に規定する新型コロナウイルス感染症及び同項第 4 号に規定する再興型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。

踏まえて、臨機応変に対応を行っていくこととなる。

従前の町行動計画は、平成 26（2014）年 3 月に策定されたものであるが、今般、県行動計画の改定に基づき、初めてとなる抜本改正を行う。具体的に

- ・新型コロナ対応の経験やその間に行われた関係法令等の整備
- ・感染症危機対応への体制整備
- ・県の総合調整権限・指示権限の創設・拡充によるガバナンス強化

等を踏まえ、各種対策を抜本的に拡充している。対象とする疾患についても、新型インフルエンザや新型コロナ等だけでなく、その他の幅広い呼吸器感染症をも念頭に置くこととした上で、新型インフルエンザ等の発生段階を準備期、初動期及び対応期の 3 期に分けて整理を行い、特に準備期の取組の記載を充実させている。

また、対策項目をこれまでの 6 項目から 7 項目に拡充させ、新型コロナ対応で課題となった項目を独立させ、対策の充実を図る。感染が長期化する可能性も踏まえ、複数の感染拡大の波への対応や、ワクチンや治療薬の普及等に応じた対策の機動的な切り替えについても明確化する。

さらに、実行性を確保するため、実施状況のフォローアップや定期的な改定を行うとともに、国や県、町を始めとした多様な主体の参画による実践的な訓練を実施又は参加することとする。

【町行動計画全体の構成】

〔第 1 部 新型インフルエンザ等対策特別措置法と町行動計画〕

第 1 章では、本町における感染症危機の経験や現在の感染症危機を取り巻く状況を整理しつつ、これまでに行ってきた新型インフルエンザ等対策の制度的枠組みの改善という観点から概観している。その上で、町行動計画の改定を通じて、「感染症危機に対応できる平時からの体制作り」、「町民生活及び社会経済活動への影響の軽減」、「基本的人権の尊重」といった目標を実現し、感染症危機に強くてしなやかに対応できる地域を目指す。

〔第 2 部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針〕

第 2 部では、新型インフルエンザ等対策の目的や基本的な考え方について整理している。

同部第 1 章では、第 1 節及び第 2 節において、新型インフルエンザ等対策の目的や基本的な考え方を総論的に整理し、基本的な戦略として、感染拡大防止と町民生活及び町民経済に与える影響の最小化という 2 つの主たる目的を掲げている。

同章第3節では、新型インフルエンザ等の発生の段階について、より中長期的な対応となることも想定して、準備期、初動期及び対応期という3つの時期区分を設定し、時期ごとに対策の考え方や方針が変遷していくことを示している。

同章第4節及び第5節においては、新型インフルエンザ等対策の実施上の留意事項として、平時の備えを充実するほか、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえ対策を切り替えるという方針を示している。また、第3部に記載している各対策を実現していくための国、県、市、医療機関、指定（地方）公共機関、事業者、市民等の役割を明確化している。

同部第2章では、第3部の「新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組」で具体的に説明する新型インフルエンザ等対策の対策項目を7項目に分けて示し、同章第2節では、町行動計画の実効性を確保するための取組等を記載している。

[第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組]

第3部では、7つの対策項目の基本理念と目標を達成するために求められる具体的な取組について、準備期、初動期及び対応期に分けて記載している。

(第1章 実施体制)

準備期から、町は、国や県、国立健康危機管理研究機構（Japan Institute for Health Security）（以下「JIHS」という）、医療機関等の多様な主体と相互に連携し、実効的な対策を講ずる体制を確保する。また、平時における人材確保・育成や実践的な訓練による対応力強化、有事には町対策本部を中心に基本的対処方針に基づき的確な政策判断を行う。

また、国や県からの必要な財政措置を活用しながら、必要な財源の確保を行う。

(第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション⁴)

感染症危機において、情報の錯綜（さくそう）、偏見・差別等の発生、いわゆるフェイクニュースや真偽不明の誤った情報等（以下「偽・誤情報」という）の流布のおそれがあることから、感染症対策を効果的に行うため、可能な限り双方向のコミュニケーションを通じて、リスク情報とその見方の共有等を進めることで、市民等が適切に行動できるようにすることが重要である。このため、平時から、感染症等に関する普及啓発、リスクコミュニケーション体制の整備、情報提供・共有の方法の整理等を実施する。

⁴ リスクコミュニケーションとは、個人、機関、集団間での情報や意見のやりとりを通じて、リスク情報とその見方の共有を目指す活動であり、適切なリスク対応（必要な情報に基づく意思決定・行動変容・信頼構築等）のため、多様な関与者の相互作用等を重視した概念。

(第3章 まん延防止)

治療を要する患者数を、県が拡充した医療提供体制の範囲内に収めるため、まん延防止対策により感染拡大のスピードやピークを抑制することが重要である。このため、医療のひっ迫時には、リスク評価に基づき総合的に判断し、必要に応じて、特措法に基づく県の新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置（以下「まん延防止等重点措置」という）及び新型インフルエンザ等緊急事態（以下「緊急事態措置」という）等に準じて対策を講ずる。これらの対策の実施に係る参考指標等の整理を進めるとともに、状況の変化に応じて柔軟かつ機動的に対策を切り替えていくことで、町民生活及び社会経済活動への影響の軽減を図る。

(第4章 ワクチン)

準備期から、有事に備え国及び県ほか、医療機関や事業者等とともに、有事の際に迅速に接種を進めるための体制整備を図る。

(第5章 保健)

地域の感染状況や医療提供体制の状況等に応じた対策を実施するため、県が実施する健康観察⁵・生活支援等への協力を行う。

これらの業務の実施に当たっては、必要に応じて、県での一元化の調整、外部委託の活用、県及びJIHSと連携した対応等を行う。また、感染拡大時における業務負荷の急増に備え、平時からの体制構築、有事に優先的に取組むべき業務の整理、DXの活用等を通じた業務効率化・省力化等を行う。

(第6章 物資)

感染症対策物資等⁶が十分に確保できるよう、準備期から、備蓄を推進する。初動期及び対応期においては、準備期に準備した感染症対策物資等の供給が滞らないよう対策を講ずる。

(第7章 町民生活及び町民経済の安定の確保)

有事に生じる町民生活及び社会経済活動への影響を踏まえ、事業継続等のために事業者や町民等に必要な準備を行うよう準備期から働き掛ける。また、有事には、まん延防止等重点措置や緊急事態措置を始めとしたまん延防止対策による心身への影響を考慮した対策や生活支援を要する者への支援等を行う。

⁵ 感染症法第44条の3第1項又は第2項の規定に基づき、当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者又は当該感染症の患者に対し、健康状態について報告を求めることをいう。

⁶ 感染症法第53条の16第1項に規定する医薬品（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「薬機法」という。）第2条第1項に規定する医薬品）、医療機器（薬機法第2条第4項に規定する医療機器）、個人防護具（着用することによって病原体等にばく露することを防止するための個人用の道具）、その他の物資並びにこれらの物資の生産に必要不可欠であると認められる物資及び資材。

〔政府行動計画⁷に基づく感染症危機の対応力向上に向けて〕

政府行動計画に基づき、県行動計画が策定されている。県行動計画に合わせて、本町の行動計画も策定されている。

これら関連する計画が全体として機能することが、新型インフルエンザ等対策を迅速かつ効果的に講ずる上で非常に重要である。

町は、平時から県を始めとした関係機関と連携し、訓練やフォローアップ等を通じて、町行動計画等の実行性を高め、町全体としての感染症危機への対応力に向けて、国や県等と一丸となって取組む。

⁷ 「新型インフルエンザ等対策政府行動計画改定の閣議決定及び HP 掲載について」令和 6 年 7 月 2 日付 内閣官房内閣感染 症危機管理統括庁 感染症危機管理統括審議官

目次

第1部 新型インフルエンザ等対策特別措置法と町行動計画.....	1
第1章 新型インフルエンザ等対策特別措置法の意義等.....	1
第1節 感染症危機を取り巻く状況.....	1
第2節 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定.....	1
第2章 町行動計画と感染症危機対応.....	2
第1節 町行動計画の策定と改定.....	2
第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針.....	4
第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び実施に関する基本的な考え方等.....	4
第1節 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略.....	4
第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方.....	4
第3節 様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ.....	7
第4節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項.....	8
第5節 新型インフルエンザ等対策推進のための役割分担.....	11
第2章 新型インフルエンザ等対策の対策項目と実効性確保のための取組.....	14
第1節 町行動計画における対策項目.....	14
第2節 町行動計画の実効性を確保するための取組.....	15
第3節 感染症危機管理の体制.....	16
第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組.....	18
第1章 実施体制.....	18
第1節 準備期.....	18
第2節 初動期.....	19
第3節 対応期.....	20

第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション.....	21
第1節 準備期.....	21
第2節 初動期.....	23
第3節 対応期.....	24
第3章 まん延防止.....	25
第1節 準備期.....	25
第2節 初動期.....	25
第3節 対応期.....	26
第4章 ワクチン.....	29
第1節 準備期.....	29
第2節 初動期.....	33
第3節 対応期.....	35
第5章 保健.....	39
第3節 対応期.....	39
第6章 物資.....	39
第1節 準備期.....	40
第7章 町民の生活及び地域経済の安定の確保.....	40
第1節 準備期.....	40
第2節 初動期.....	41
第3節 対応期.....	42

第1部 新型インフルエンザ等対策特別措置法と町行動計画

第1章 新型インフルエンザ等対策特別措置法の意義等

第1節 感染症危機を取り巻く状況

近年、地球規模での開発の進展により、開発途上国等における都市化や人口密度の増加、未知のウイルス等の宿主となっている動物との接触機会の拡大が進んでおり、未知の感染症との接点が増大している。さらに、グローバル化により各国との往来が飛躍的に拡大しており、こうした未知の感染症が発生した場合には、時を置かずして世界中に拡散するおそれも大きくなっている。

これまでも重症急性呼吸器症候群（SARS）やジカウイルス感染症等の感染拡大が発生し、さらには令和2（2020）年以降新型コロナが世界的な大流行（パンデミック）を引き起こす等、新興感染症等は国際的な脅威となっている。引き続き世界が新興感染症等の発生のおそれに直面していることや、感染症危機が広がりやすい状況に置かれていることを改めて認識する必要がある。

しかし、こうした新興感染症等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、発生そのものを阻止することは不可能である。このため、平時から感染症危機に備え、より万全な体制を整えることが重要である。

また、パンデミックを引き起こす病原体として、人獣共通感染症であるものも想定される。パンデミックを予防するためにも、「ワンヘルス」の考え方にに基づき、ヒトの病気等に注目するだけでなく、ヒト、動物及び環境の分野横断的な取組（ワンヘルス・アプローチ）の推進により、人獣共通感染症に対応することも重要な観点である。

このほか、既知の感染症であっても、特定の種類の抗微生物薬が効きにくくなる又は効かなくなる薬剤耐性（AMR）を獲得することにより、将来的な感染拡大によるリスクが増大するものもある。こうしたAMR対策の推進等、日頃からの着実な取組により、将来的な感染拡大によるリスクを軽減していくことも重要である。

第2節 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきた季節性インフルエンザウイルスとはウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。またコロナウイルスのような既知の病原体であっても、ウイルスの変異等によりほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、パンデミックとなり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。さらに、未知の感染症である新感染症についても、

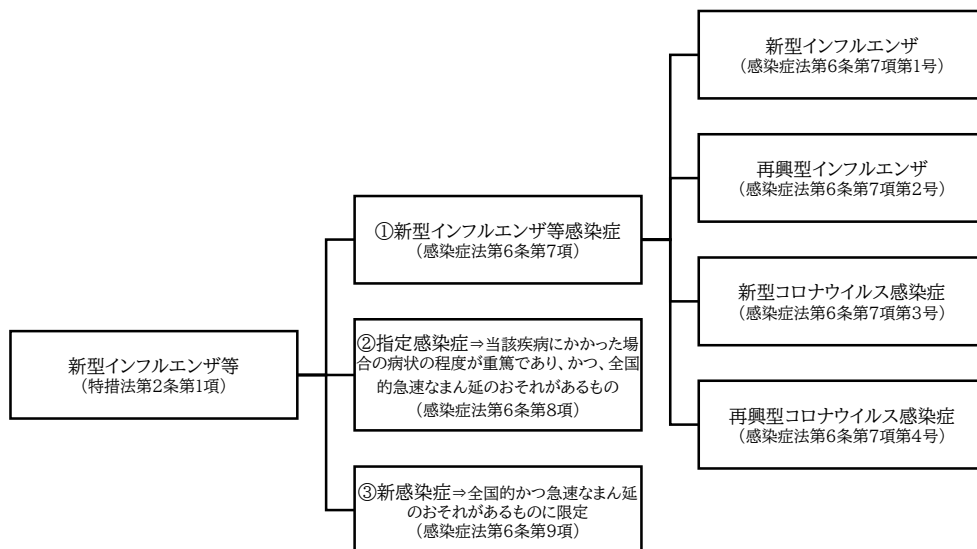
その感染性⁸の高さから社会的影響が大きいものが発生する可能性があるため、これらの感染症が発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要がある。

特措法は、病原性⁹が高い新型インフルエンザ等感染症、同様に危険性のある指定感染症及び新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、県、市町村、指定（地方）公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置、まん延防止等重点措置、緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症法等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

特措法の対象となる新型インフルエンザ等は、国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、全国かつ急速にまん延し、かつ、病状の程度が重篤となるおそれがあり、国民生活及び国民経済に重大な影響を及ぼすおそれがあるものである。具体的には、以下のとおりである。

- ① 新型インフルエンザ等感染症
- ② 指定感染症（当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国かつ急速なまん延のおそれがあるもの）
- ③ 新感染症（全国かつ急速なまん延のおそれがあるもの）

図表 1 新型インフルエンザ等感染症



⁸ 「感染性」は、学術的には「病原体が対象に感染する能力とその程度」のことを指す用語であるが、町行動計画においては、分かりやすさの観点から、「病原体が対象に感染する能力とその程度及び感染者から次の対象へ感染が伝播する能力とその程度」のことを指す言葉として用いている。なお、学術的には、「感染者から次の対象へ感染が伝播する能力とその程度」を指す用語として「伝播性」が使用される。

⁹ 「病原性」は、学術的には「病原体が病気を引き起こす性質」のことを指す用語であるが、町行動計画においては、分かりやすさの観点から、「病原体が病気を引き起こす性質及び病原体による病気の重篤度」を指す言葉として用いている。なお、学術的に「病気を引き起こす性質」と「病気の重篤度」を区別する必要がある場合は、「病気の重篤度」を指す用語として「毒力」が使用される。

第 2 章 町行動計画と感染症危機対応

第 1 節 町行動計画の策定と改定

平成 25（2013）年 6 月、特措法第 6 条に基づき、新型インフルエンザ等対策政府行動計画（以下「政府行動計画」という）が策定された。政府行動計画は、新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針や国が実施する措置等を示すとともに、都道府県や市町村がそれぞれ都道府県行動計画、市町村行動計画を、指定（地方）公共機関が業務計画を作成する際の基準となるべき事項等を定めたものである。その後、令和 6（2024）年 7 月、新型コロナ対応の経験を踏まえ、政府行動計画が改定された。

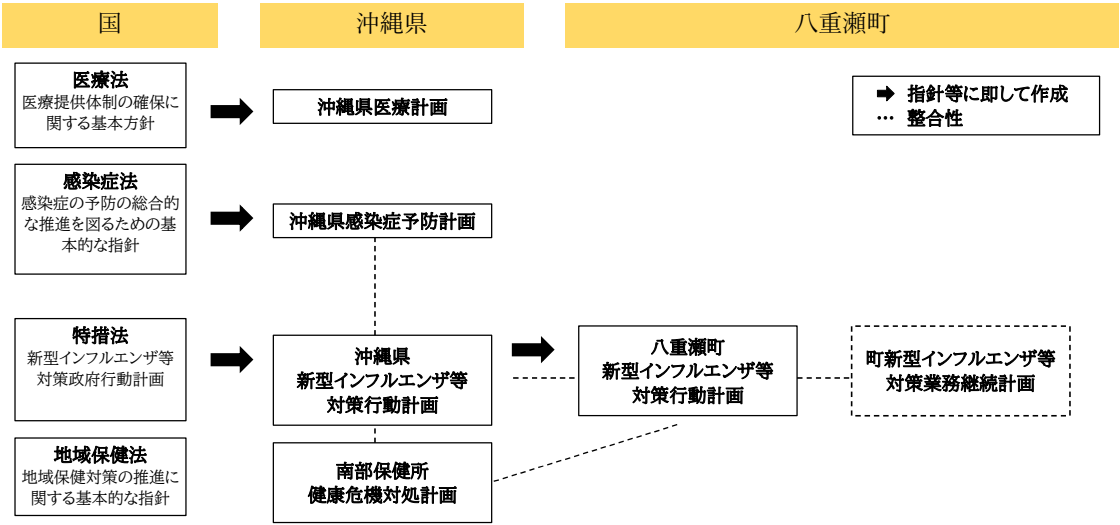
また、県は平成 25（2013）年 10 月策定した県行動計画を、特措法第 7 条の規定に基づき、政府行動計画を踏まえ、有識者会議の意見を聴いた上で、令和 7（2025）年 3 月、県における新型コロナ対応の経験を踏まえて県行動計画が改定された。

本町では、平成 25（2013）年 3 月に、県対策本部が設置された場合に、町長を本部長とする対策本部（任意設置を含む）を速やかに設置し、全庁を挙げて対策を推進するため、「八重瀬町新型インフルエンザ等対策本部条例」を制定し、体制整備を図った。

以上の経緯と特措法第 8 条の規定により、本町においても、八重瀬町新型インフルエンザ等対策有識者会議の意見を聴いた上で、平成 26（2014）年 3 月、病原性が高い新型インフルエンザと同様の危険性のある新感染症も対象とした、より実効性の高い町行動計画を策定した。今般、政府行動計画及び県行動計画が改定されたこと、並びに町における新型コロナ対応の経験を踏まえ、町行動計画を改定する。

なお、国は、新型インフルエンザ等に関する最新の科学的知見、新型インフルエンザ等対策の経験や訓練等を通じた改善等を踏まえて、定期的な検討を行い、適時適切に政府行動計画の変更を行うとしていることから、町においても、国の動向や県での取組状況等を踏まえ、必要に応じ、町行動計画の改定を検討するものとする。

図表 2 保健・医療分野（感染症関連）における各計画体系図



第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び実施に関する基本的な考え方等

第1節 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、その発生そのものを阻止することは不可能である。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、我が国への侵入も避けられないと考えられる。病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が発生すれば、町民の生命及び健康や町民生活及び町民経済にも大きな影響を与えかねない。

新型インフルエンザ等については、長期的には、町民の多くが罹患するおそれがあるものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合は、県の整備する医療提供体制のキャパシティを超えてしまうということを念頭に置きつつ、新型インフルエンザ等対策を本町の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として対策を講じていく必要がある。

(1) 感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護する。

- ・感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、県の医療提供体制の整備やワクチンが供給されるまでの時間を確保する。
- ・流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療提供体制への負荷を軽減するとともに、県による医療提供体制の強化に協力することで、患者数等が医療提供体制のキャパシティを超えないようにすることにより、治療が必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- ・適切な医療に繋げることにより、重症者数や死亡者数を減らす。

(2) 町民生活及び町民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

- ・感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切り替えを円滑に行うことにより、町民生活及び町民の社会経済活動への影響を軽減する。
- ・町民生活及び町民経済の安定を確保する。
- ・地域での感染対策等により、欠勤者等の数を減らす。
- ・町事業継続計画の作成や実施等により、公衆衛生等町民の生命及び健康に関わる業務並びに町民生活及び町民経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

新型インフルエンザ等の発生状況は不確定要素が大きいため、その対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要がある。また、過去の新型インフルエンザや新型コロナのパンデミックの経験等を踏まえると、特定の事例に偏重して準備

を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。町行動計画は、特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナ等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

政府行動計画では、科学的知見及び各国の対策も踏まえ、我が国の地理的な条件、大都市への人口集中、少子高齢化、交通機関の発達度等の社会状況、医療提供体制、受診行動の特徴等の国民性も考慮しつつ、各種対策を総合的かつ効果的に組み合わせてバランスのとれた戦略を目指すこととしている。

県行動計画においても同様の観点から対策を組み立てることとしており、町行動計画においても新型インフルエンザ等の発生前から流行状況が終息するまでの状況に応じて、政府行動計画及び県行動計画を踏まえ、図表3のとおり、一連の流れを持った戦略を確立する。

なお、実際に新型インフルエンザ等が発生した際は、感染症の特徴、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性¹⁰等）、流行の状況、地域の実情その他の状況を踏まえ、人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが町民生活及び町民経済に与える影響等を総合的に勘案し、町行動計画等で記載するものの中から、実施すべき対策を選択し決定する。

町民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対策は、県による不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制等の医療対応以外の感染対策と、ワクチンや治療薬等を含めた医療対応を組み合わせる総合的に行うことが必要である。

特に医療対応以外の感染対策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込む等の対策を実施することについて積極的に検討することが重要である。

事業者は、従業員のり患等によって、一定期間、サービスの提供水準が相当程度低下する可能性があることについて周知し、町民等の理解を得るための呼び掛けを行うことも必要である。

また、新型インフルエンザ等のまん延による県が構築した医療提供体制の限界や社会的混乱を回避するためには、国、県、市町村及び指定（地方）公共機関¹¹による対策だけでは限界があり、事業者や町民一人一人が、感染予防や感染拡大防止のための適切な

¹⁰ 薬剤感受性とは、感染症の治療に有効な抗微生物薬に対する感受性（有効性又は抵抗性）をいう

¹¹ 指定公共機関とは、災害対策基本法第2条第5号に基づき、公共的機関及び公益的事業を営む法人のうち、防災行政上重要な役割を有するものとして内閣総理大臣が指定している機関をいう。指定地方公共機関とは、災害対策基本法第2条第6号に基づき、公共的機関及び公益的事業を営む法人のうち、電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、当該都道府県の知事が指定するものをいう。

行動や備蓄等の準備を行うことが必要である。

新型インフルエンザ等対策は、日頃からの手洗いやマスク着用を含めた咳エチケット等の季節性インフルエンザ等の呼吸器感染症に対する対策が基本となる。特にワクチンや治療薬がない可能性が高い新興感染症等が発生した場合は、個人の感染予防策に加え、社会全体の公衆衛生対策がより重要である。

図表 3 時期に応じた戦略

時期		戦略
準備期	発生前の段階	町民等に対する啓発や町、事業者による業務継続計画等の策定、DX の推進や人材育成、実践的な訓練の実施による対応体制の定期的な点検や改善等、新型インフルエンザ等の発生に備えた事前の準備を周到に行う。
初動期	国内で発生した場合を含め世界で新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階	直ちに初動対応の体制に切り替える。 新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が外国で発生した場合は、病原体の国内への侵入を完全に防ぐことは困難であるということを前提として対策を行う。 海外で発生している段階で、町内の万全の体制を構築するためには、我が国が島国である特性をいかし、国が行う検疫措置の強化等により、病原体の国内侵入や感染拡大のスピードをできる限り遅らせる。
対応期	県内の発生当初の封じ込めを念頭に対応する時期	病原性に応じて、県が行う不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限等への協力を行い、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各般の対策を講ずる。 なお、国内外の発生当初等の病原性や感染性等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ、病原性や感染性等が高い場合のリスクを想定し、封じ込めを念頭に強力な対策を実施するが、常に新しい情報を収集・分析し、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、感染拡大のスピードを抑制し、可能な限り感染者数等を減少させるための対策等、適切な対策へと切り替えることとする。また、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策についてはその縮小や中止を図る等の見直しを行う。

県内・町内で感染が拡大し、病原体の性状等に応じて対応する時期	国、県、町、事業者等は相互に連携して、医療提供体制の確保や町民生活及び町民経済の維持のために最大限の努力を行う必要があるが、社会の緊張が高まり、変化する状況に対策が必ずしも適合しなくなることも含め様々な事態が生じることが想定される。したがって、あらかじめ想定したとおりにいかなることが考えられ、社会の状況を把握し、状況に応じて臨機応変に対応していくことが求められる。 また、地域の実情等に応じて、国が実施する協議に県及び市町村が参加し、柔軟に対策を講ずることができるようにし、医療機関を含めた現場が動きやすくなるよう配慮や工夫を行う。
ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期	科学的知見の集積、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化等に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替える。
流行状況が収束し、特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期	新型インフルエンザ等発生前における通常の医療提供体制への段階的な移行や感染対策の見直し等を行う。

第3節 様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ

(1) 有事のシナリオの考え方

過去に流行した新型インフルエンザや新型コロナ等以外の呼吸器感染症も念頭に、中長期的に複数の感染の波が生じることとも想定し、幅広く対応できるシナリオとするため、以下の①から④までの考え方を踏まえて、有事のシナリオを想定する。

- ① 特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナ等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、病原体の性状に応じた対策等についても考慮する。
- ② 病原体について限られた知見しか明らかになっていない発生初期には、感染拡大防止を徹底し、流行状況の早期収束¹²を目標とする。
- ③ 科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や社会経済等の状況に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本とする。

¹² 患者が国内で発生しているが、特措法に基づく対策を必要としない流行状況にあること。

④ 病原体の変異による病原性や感染性の変化及びこれらに伴う感染拡大の繰り返しや対策の長期化の場合も織り込んだ想定とする。

また、有事のシナリオの想定に当たっては、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）のリスク評価の大括りの分類を設け、それぞれのケースにおける対応の典型的な考え方を示すことも重要である。その上で、柔軟な対応が可能となるよう、対策の切り替えについては第3部の「新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組」の部分で具体的な対策内容の記載を行う。

新型インフルエンザ等対策の各対策項目については、予防や準備等の事前準備の部分（準備期）と、発生後の対応のための部分（初動期及び対応期）に大きく分けた構成とする。

（2）感染症危機における有事のシナリオ（時期ごとの対応の大きな流れ）

具体的には、前述の（1）の有事のシナリオの考え方も踏まえ、感染症の特性、感染症危機の長期化、状況の変化等に応じて幅広く対応するため、初動期及び対応期を、対策の柔軟かつ機動的な切り替えに資するよう、時期ごとの特徴も踏まえた、感染症危機対応を行う。

第4節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項

町は、新型インフルエンザ等の発生時やその準備段階に、特措法その他の法令、町行動計画に基づき、県等と連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合においては、次の点に留意する。

（1）平時の備えの整理や拡充

感染症危機への対応には平時からの体制作りが重要である。このため、以下の（ア）から（オ）までの取組により、平時の備えの充実を進め、訓練により迅速な初動体制を確立することを可能とするとともに、情報収集・共有、分析の基盤となるDXの推進等を行う。

（ア）新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策の共有とその準備の整理

将来に必ず起こり得る新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策を関係者間で共有しながら、その実施のために必要となる準備を行う。

（イ）初発の感染事例の探知能力の向上と迅速な初動体制の整備

初動対応については、未知の感染症が発生した場合や新型インフルエンザ等が町内で発生した場合も含め様々なシナリオを想定し、初発の探知能力を向上させるとともに、初発の感染事例を探知した後、速やかに初動対応に動き出せるように体制整備を進める。

(ウ) 関係者や町民等への普及啓発と訓練等を通じた継続的な点検や改善

感染症危機は必ず起こり得るものであるとの認識を広く感染症対策に携わる関係者や町民等と共有するとともに、次の感染症危機への備えをより万全なものとするため、多様なシナリオや実施主体による訓練の実施等を通じて、平時の備えについて継続的に点検や改善を行う。

(エ) 医療提供体制、検査体制等、平時からの備えや取組

感染症法や予防接種法等の制度改正による移送やワクチン接種に関する町の医療提供体制等の平時からの備えの充実を始め、有事の際の速やかな対応が可能となるよう、検査体制の整備、リスクコミュニケーション等について平時からの取組を進める。

(オ) DXの推進や人材育成等

DXについては、迅速な新型インフルエンザ等の発生状況等の把握や関係者間でのリアルタイムな情報共有を可能とし、保健所の業務負担の軽減や関係者の連携強化等が期待できることから、町は、新型インフルエンザ等の感染症危機管理の対応能力を向上させていくことを目指し、DX推進に必要となる人材の育成やデータ管理の在り方の検討を進めるとともに、国の動向を踏まえて、医療DX等の推進に取り組んでいく。

こうした取組を進めていくに当たっては、視覚や聴覚等が不自由な方等にも配慮した、町民一人一人への適時適切な情報提供・共有を行うことが重要である。

また、新型コロナ対応の経験を有する者の知見を、他の職員にも共有する機会を設け、できる限り幅広い体制で新型インフルエンザ等に対応できるように備えることも重要である。災害対応等における全庁体制等の近接領域でのノウハウや知見も活用しながら、必要な研修や訓練を通じて、感染症危機管理に係る人材育成を進めることにも取り組む必要がある。

(2) 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切り替え

対策の切り替えを検討するに当たっては、バランスを踏まえた対策と適切な情報提供・共有により町民生活及び町民の社会経済活動への影響を軽減させるとともに、身体的、精神的及び社会的に健康であることを確保することが重要である。このため、以下の(ア)から(エ)までの取組により、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切り替えを円滑に行い、町民の生命及び健康の保護と町民生活及び町民の社会経済活動に及ぼす影響が最小となるよう対策を講ずる。

(ア) 可能な限り科学的根拠に基づいた対策の切り替え

対策の切り替えに当たっては、感染症の特徴、病原体の性状、感染症の発生状況

等も含めたリスク評価を考慮する。町は県と連携し、可能な限り科学的な根拠に基づき対応するため、平時からこうしたデータの収集の仕組みや適時適切なリスク評価の仕組みを構築する。

(イ) 医療提供体制と町民生活及び町民経済への影響を踏まえた感染拡大防止措置

有事には県による医療提供体制の速やかな拡充に協力しつつ、医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することが重要である。リスク評価に基づき、そのレベルを超える可能性がある場合等には、適時適切に感染拡大防止措置等を講ずる。その際、影響を受ける町民や事業者を含め、町民生活や町民経済等に与える影響にも十分留意する。

(ウ) 状況の変化に基づく柔軟かつ機動的な対策の切り替え

科学的知見の集積による病原体の性状の把握、移送及びワクチン接種に関する町の医療提供体制の整備や検査体制、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や社会経済等の状況に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本として対応する。なお、対策の切り替えについては、県の動向を踏まえて実施する。

(エ) 町民等の理解や協力を得るための情報提供・共有

対策に当たっては、町民等の理解や協力が最も重要である。このため、平時から感染症や感染対策の基本的な知識を、社会福祉施設や学校教育の現場を始め、様々な場面を活用して普及し、様々な年代や属性の町民等の理解を深めるための分かりやすい情報提供・共有が必要である。町は、こうした取組を通じ、可能な限り科学的根拠に基づいた情報提供・共有により、適切な判断や行動を促せるようにする。特にまん延防止等重点措置や緊急事態措置等の強い行動制限を伴う対策が講じられる場合には、対策の影響を受ける町民等の状況も踏まえ、対策の内容とその科学的根拠を分かりやすく発信し、説明する。

(3) 基本的人権の尊重

町は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、法令の根拠があることを前提として、基本的人権を尊重し、特措法による要請や行動制限等の実施に当たって、町民の自由と権利に制限を加える場合は、その制限を当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとしつつ、リスクコミュニケーションの観点からも、町民等に対して十分な説明をし、理解を得ておく必要がある。

また、感染者やその家族、医療関係者への誹謗(ひぼう)中傷等の偏見・差別は、これらの方々に対する人権侵害であり、あってはならないものである。これらの偏見・差別は、患者等の受診行動を妨げ、感染拡大の抑制を遅らせることにつながり、

新型インフルエンザ等に対応する医療従事者等の士気の低下を招く可能性もあるため、町は未然に防止することを念頭に対策を講じる必要がある。

さらに、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、より影響を受けがちである社会的弱者への配慮に留意する必要がある、感染症危機に際しても、町民の安心を確保し、新型インフルエンザ等による社会的分断が生じないように対策に取り組む。

(4) 危機管理としての特措法の性格

特措法は、感染症有事における危機管理のための制度であり、緊急事態に備えて様々な措置を講ずることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症や新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、ワクチンや治療薬等の対策が有効であること等により、まん延防止等重点措置や緊急事態措置を講ずる必要がないことも考えられるため、状況に応じて、措置を講じないことも想定されることに留意する。

(5) 関係機関相互の連携協力の確保

町対策本部は、政府対策本部や県対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進するとともに、特に必要がある場合は、県に対して所要の総合調整を行うよう要請する。

(6) 高齢者施設や障がい者施設等の社会福祉施設等における対応

町は、感染症危機における高齢者施設や障がい者施設等の社会福祉施設等において、平時から感染拡大防止や施設の機能維持に必要な対策等について、最新の医学的知見等を踏まえた施設内感染に関する情報をこれらの施設の開設者又は管理者に適切に提供し、有事に備えた準備を行う。

(7) 感染症危機下の災害対応

町は、感染症危機下での災害対応についても想定し、平時から防災備蓄や医療提供体制の確保に向けた整備を進め、避難所施設の確保等を進めることや、自宅療養者等の避難のための情報提供・共有の体制を整えること等を進める。また、感染症危機下で地震等の災害が発生した場合には、国や県と連携しながら、発生地域における状況を適切に把握するとともに、必要に応じ、避難所における感染症対策の強化や、自宅療養者等への情報提供、避難の支援等を速やかに行う。

(8) 記録の作成や保存

町は、新型インフルエンザ等が発生した段階から、町対策本部における新型イン

フルエンザ等対策の実施に関する記録を作成・保存し、公表する。

第5節 新型インフルエンザ等対策推進のための役割分担

(1) 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、世界保健機関（WHO）等の国際機関や諸外国との国際的な連携を確保し、新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。

そのため、国は、新型インフルエンザ等の発生時におけるワクチンや診断薬、治療薬等の早期の開発や確保に向けて、新型インフルエンザ等及びそのワクチン並びにその他の医薬品の調査や研究の推進に努めるとともに、国際協力についても推進に努める。

国は、平時には、政府行動計画に基づき、準備期に位置付けられた新型インフルエンザ等対策を着実に実施するとともに、新型インフルエンザ等対策閣僚会議及び関係省庁対策会議の枠組みを通じ、定期的な訓練等による新型インフルエンザ等対策の点検及び改善等、政府一体となった取組を総合的に推進する。

また、国は、新型インフルエンザ等の発生時には、新型インフルエンザ等対策推進会議等の意見を聴きつつ、政府対策本部で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。

その際、国は、国民等や事業者等の理解や協力を得て対策を行う必要があるため、感染症や感染対策に関する基本的な情報の提供・共有を行う。

(2) 地方公共団体の役割

県、町は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、国が示す基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。

【県の役割】

県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、新型インフルエンザ等が発生し、政府対策本部が設置された際には、直ちに県対策本部を設置し、基本的対処方針に基づき、地域における医療提供体制の確保やまん延防止に関し的確な判断と対応が求められる。

このため、平時において、医療機関との間で病床確保、発熱外来、自宅療養者等へ

の医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に関する医療措置協定を締結し、医療提供体制を整備することや、民間検査機関等と検査措置協定を締結し、検査体制を構築する。また、民間宿泊業者等と宿泊施設確保措置協定を締結し、宿泊療養施設を確保する等、医療提供体制、保健所、検査体制及び宿泊療養等の対応能力について、計画的に準備を行う。これにより、感染症有事の際には、迅速に体制を移行し、感染症対策を実行する。

こうした取組においては、県は、保健所を設置する市（以下「保健所設置市」という）、感染症指定医療機関等で構成される沖縄県感染症対策連携協議会（以下「県連携協議会」という）等を通じ、予防計画や医療計画等について協議を行うことが重要である。

また、予防計画に基づく取組状況を毎年度国に報告し、進捗確認を行うことにより、平時から関係者が一体となって、医療提供体制の整備や新型インフルエンザ等のまん延を防止していくための取組を実施し、PDCA サイクルに基づき改善を図る。

【町の役割】

町は、住民に最も近い行政単位であり、住民に対する正しい知識の普及やワクチンの接種、住民の生活支援、新型インフルエンザ等の発生時の要配慮者への支援に関し、基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められる。対策の実施に当たっては、県や他の市町村と緊密な連携を図る。

(3) 医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、平時から、地域における医療提供体制の確保のため、県と医療措置協定を締結し、院内感染対策の研修や訓練、個人防護具を始めとした必要な感染症対策物資等の確保等を推進することが求められる。また、新型インフルエンザ等の患者の診療体制を含めた、業務継続計画の策定及び県連携協議会等を活用した地域の関係機関との連携を進めることが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、感染症医療及び通常医療の提供体制を確保するため、医療機関は、医療措置協定に基づき、県からの要請に応じて、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣を行う。

(4) 指定（地方）公共機関の役割

指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

(5) 登録事業者¹³の役割

特措法第28条に規定する特定接種¹⁴の対象となる医療提供の業務又は町民生活及び町民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の町民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、平時から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続等の準備を積極的に行うことが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、その業務を継続的に実施するよう努める。

(6) 一般の事業者の役割

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。

町民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが必要な場合も想定される。

特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められるため、平時からマスクや消毒薬等の衛生用品等の備蓄を行うように努める等、対策を行う必要がある。

(7) 町民の役割

平時から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等、その対策に関する知識を得るとともに、日頃の健康管理に加え、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、個人レベルにおいてもマスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種等の実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。

¹³ 新型インフルエンザ等対策特別措置法第28条第1項に規定された新型インフルエンザ等が発生した場合に備えて、診療継続計画（業務継続計画）を作成し、発生時には、継続的に「医療等の提供」や「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行っていただくため、事前に国に登録申請し、登録がされた者のこと。

¹⁴ 特措法第28条の規定に基づき、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するために行うものであり、国がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。特定接種の対象となり得る者は、
①医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の登録を受けているもの（以下「登録事業者」という。）のうちこれらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）
②新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員
③新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員である。

第2章 新型インフルエンザ等対策の対策項目と実効性確保のための取組

第1節 町行動計画における対策項目

町行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護する」こと及び「町民生活及び町民経済に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するための戦略を実現する具体的な対策を定めるものである。

それぞれの対策の切り替えのタイミングを示し、町や関係機関等においても分かりやすく、取り組みやすいようにするため、政府行動計画及び県行動計画を踏まえ、以下の7項目を主な対策項目とする。

- ① 実施体制
- ② 情報提供・共有、リスクコミュニケーション
- ③ まん延防止
- ④ ワクチン
- ⑤ 保健
- ⑥ 物資
- ⑦ 町民生活及び町民経済の安定の確保

主な対策項目である7項目は、新型インフルエンザ等対策の主たる目的の実現に当たって、それぞれの項目が関連し合っていることから、一連の対策として実施される必要がある。

そのため、第3部の「新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組」の各冒頭部分で示す、それぞれの対策項目の基本理念と目標を把握し、対策の全体像や相互の連携を意識しながら取り組みを行うことが重要である。

第2節 町行動計画の実効性を確保するための取組

- (1) EBPM（エビデンス・ベースド・ポリシー・メイキング）の考え方に基づく政策の推進

町行動計画等の実効性を確保し、新型インフルエンザ等への対応をより万全なものとするためには、新型インフルエンザ等対策の各取組について、できる限り具体的かつ計画的なものとするのが重要である。

感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切り替えに当たっての対応時はもとより、平時から有事までを通じて、政策効果の測定に重要な関連を持つ情報や統計等のデータを活用するEBPMの考え方に基づいて政策を実施する。その前提として、適切なデータの収集とその分析ができる体制が重要である。

- (2) 新型インフルエンザ等への備えの機運の維持

町行動計画は、新型インフルエンザ等への平時の備えをより万全なものにするため

の手段であり、町行動計画が改定された後も、継続して備えの体制を維持及び向上させていくことが不可欠である。

新型インフルエンザ等は、いつ起こるか予想できず、いつ起きてもおかしくないため、自然災害等への備えと同様に、訓練や研修、啓発活動等の取組を通じて、平時から新型インフルエンザ等への備えを充実させる機運の維持を図ることが重要である。

(3) 実践的な訓練の実施

訓練の実施により、平時の備えについて継続的な点検や改善につなげていくことが極めて重要である。町は、訓練の実施やそれに基づく点検・改善について継続的に取り組む。

(4) 定期的なフォローアップと必要な見直し

国においては、定期的なフォローアップを通じた取組の改善等に加え、国内外の新興感染症等の発生の状況やそれらへの対応状況、予防計画や医療計画を始めとする新型インフルエンザ等への対応に関連する諸制度の見直し状況等も踏まえ、おおむね6年ごとに政府行動計画の改定について、必要な検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとしている。

町は、政府行動計画及び県行動計画の改定を踏まえて、新型インフルエンザ等への備えをより万全なものとするために、必要に応じ、町行動計画の見直しを行う。なお、上記の期間に関わらず、新型インフルエンザ等が発生し、感染症危機管理の実際の対応が行われ、その対応経験を基に政府行動計画等が見直された場合は、必要に応じ、町行動計画について所要の見直しを行う。

第3節 感染症危機管理の体制

1 町の体制

(1) 全庁的、全町的な取組

- ・新型インフルエンザ等が発生する前において、庁内連絡会議を通じ、事前準備の進捗を確認し、関係部局間等の連携を確保しながら、全庁一体となった取組を推進する。

- ・健康保険課や総務課をはじめ、関係部局においては、国及び県、関係機関、事業者との連携を強化し、発生時に備えた準備を進める。

(2) 実施体制

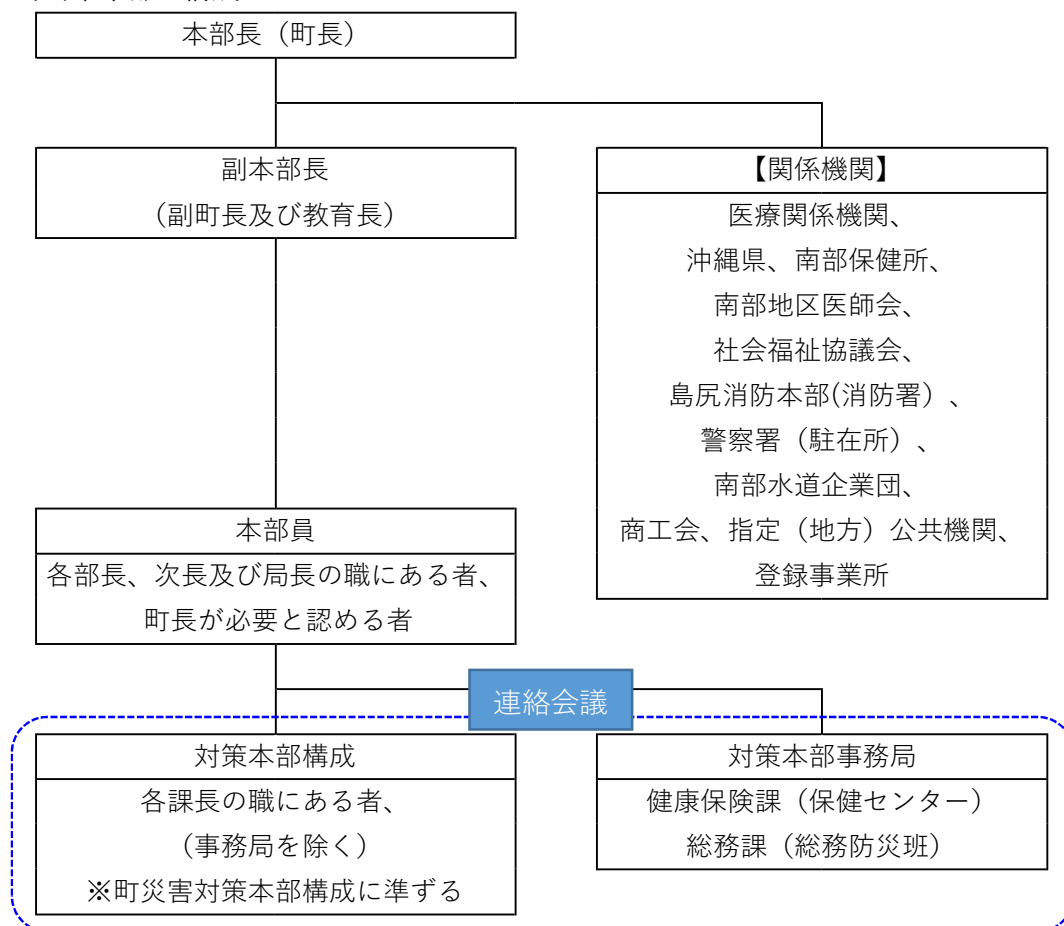
(2)-1 八重瀬町新型インフルエンザ等対策本部（以下「町対策本部」という）

- ・国が政府対策本部を設置した場合や県が県対策本部を設置した場合において、必要

に応じて、町対策本部を設置し、新型インフルエンザ等対策を迅速かつ総合的に推進し、町民の健康被害の防止及び社会機能維持を図る。

・政府及び県により、まん延防止等重点措置及び緊急事態措置が行われた場合には、特措法に基づき必要な措置を講じる。

ア 町対策本部の構成



イ 所管事項

- ・新型インフルエンザ等の発生動向の把握に関すること。
- ・町内における新型インフルエンザ等の感染拡大抑制対策と予防対策に関すること。
- ・町内における新型インフルエンザ等に関する適切な医療の提供に関すること。
- ・町内発生時における社会機能維持に関すること。
- ・国、県、関係機関との連絡調整に関すること。
- ・町民に対する正確な情報の提供に関すること。
- ・その他対策本部の設置目的を達成するために必要なこと。

第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

第1章 実施体制

感染症危機は町民の生命及び健康、町民生活及び町民の社会経済活動に広く大きな被害を及ぼすことから、危機管理の問題として取り組む必要がある。多様な主体が相互に連携を図り、実効的な対策を講じていくことが重要である。

そのために、本町においては、平時から関係機関において緊密な連携を維持しつつ、実践的な訓練等を通じて対応能力を高める。また新型インフルエンザ等の発生時に、平時における準備を基に、迅速な情報収集、分析とリスク評価を行い、政策判断、実行につなげていくことで、感染拡大を可能な限り、抑制し町民の生命及び健康を保護し、町民生活及び町民の社会経済活動に及ぼす影響が最小となるようにする。

第1節 準備期

(1) 目的

新型インフルエンザ等が国内外で発生し又はその疑いがある場合は、事態を的確に把握し、国、県、指定（地方）公共機関、医療機関等と連携し、一体となった取組を推進することが重要である。そのため、あらかじめ、関係機関の役割を整理するとともに有事の際に機能する指揮命令系統等の構築と拡張可能な取組体制の編成及び確認それぞれの役割を 実践するための人員の調整、縮小可能な業務の整理等を行う。また研修や訓練を通じた課題の抽出や改善、練度の向上等を図るとともに、定期的な会議の開催等を通じて関係機関間の連携を強化する。

(2) 所要の対応

1-1. 町行動計画等の作成や体制整備・強化

- ① 町は、町行動計画を作成、変更する。
- ② 町は、町行動計画を作成・変更する際には、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴く。
- ③ 町は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図るため、業務継続計画を作成し対応できるように変更する。
- ④ 町は、新型インフルエンザ等対策に携わる担当者においては、必要な研修を受講させるなど、有事に対応できるよう養成する。

1-2. 実践的な訓練の実施

町は政府行動計画及び県行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に

備えた実践的な訓練を実施する。

1-3. 国及び地方公共団体等の連携の強化

- ① 町は、国、県、他の市町村と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時から情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施する。
- ② 町は、新型インフルエンザ等の発生に備え国内の業界団体や関連する学会等の関係機関と情報共有、連携体制を構築する。
- ③ 町は、特定新型インフルエンザ等対策（特措法第2条第2号の2に規定する特定新型インフルエンザ等対策をいう。以下同じ）の代行や応援の具体的な運用方法について、県と事前に調整し、着実な準備を進める。
- ④ 町は、感染症対策の事前の体制整備や人材確保の観点から、県が総合調整する場合には、当該総合調整に従い、着実な準備を進める。

第2節 初動期

(1) 目的

新型インフルエンザ等が県内外で発生し又はその疑いがある場合には、危機管理として事態を的確に把握するとともに、町民の生命及び健康を保護するために、緊急かつ総合的な対応を行う必要がある。そのために町は準備期における検討等に基づき、必要に応じて町対策本部等を立ち上げ、町及び関係機関における対策の実施体制を強化し、初動期における新型インフルエンザ等対策を迅速に実施する。

(2) 所要の対応

2-1. 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置

- ① 町は、政府対策本部や県対策本部が設置された場合において、町対策本部を設置することを検討し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める。
- ② 町は、必要な人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進める。
- ③ 町は、国において、り患した場合の症状が季節性インフルエンザとおおむね同程度以下と認められる新型インフルエンザ等が発生したと判断された場合には、県と連携し、感染症法等に基づく基本的な感染症対策を実施する。

2-2. 迅速な対策の実施に必要な予算の確保

町は、機動的かつ効果的な対策の実施のため、国からの財政支援を有効に活用することを検討するとともに、必要に応じて、対策に要する経費について地方債を発行することを検討し、所要の準備を行う。

2-3. 県による総合調整

町は、新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため、県が総合調整を実施する場合には、当該総合調整に従い、新型インフルエンザ等対策を実施する。

第3節 対応期

(1) 目的

初動期に引き続き、病原体の性状等に応じて、国内での新型インフルエンザ等の発生から、特措法によらない基本的な感染症対策に移行し、流行状況が収束するまで、その間の病原体の変異も含め、長期間にわたる対応も想定されることから、町、県及び関係機関における対策の実施体制を持続可能なものとするのが重要である。

感染症危機の状況並びに町民生活及び町民経済の状況や、各対策の実施状況に応じて柔軟に対策の実施体制を整備し、見直すとともに、特に医療のひっ迫、病原体の変異及びワクチンや治療薬・治療法の開発・確立等の大きな状況の変化があった場合に、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることで、可能な限り早期に少ない影響で感染症危機に対応することを目指す。

3-1. 基本となる実施体制の在り方

政府対策本部設置後においては、速やかに以下の実施体制をとる。

3-1-1. 職員の派遣・応援への対応

- ① 町は、新型インフルエンザ等のまん延により事務の全部又は大部分を行うことができなくなったと認めるときは、県に対し、特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行を要請する。
- ② 町は、特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村又は県に対して応援を求める。

3-1-2. 必要な財政上の措置

町は、国、県からの財政支援を有効に活用するとともに、必要に応じて地方債を発行し、財源を確保し、必要な対策を実施する。

3-1-3. 県による総合調整

町は、県が総合調整を実施する場合には、当該総合調整に従い、新型インフルエンザ等対策を実施する。

3-2. 緊急事態措置の検討等について

3-2-1. 緊急事態宣言の手続

町は、緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに町対策本部を設置し、町内における緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、特措法第 36 条に基づき、緊急事態措置に関する総合調整を行う。

3-3. 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期の体制

町は、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言（新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をいう）がなされたときは、遅滞なく町対策本部を廃止する。

第 2 章 情報提供、共有、リスクコミュニケーション

感染症危機においては、様々な情報が錯綜しやすく、不安とともに、偏見・差別等が発生し、偽・誤情報が流布するおそれがある。こうした中で、表現の自由に十分配慮しつつ、各種対策を効果的に行う必要があり、その時点で把握している科学的根拠に基づいた正確な情報を迅速に提供するとともに、可能な限り双方向のコミュニケーションを行い、町民、県や他の市町村、医療機関、事業者等とのリスク情報とその見方の共有等を通じて、町民が適切に判断・行動できるようにすることが重要である。

このため、町は、平時から、町民等の感染症に対する意識を把握し、感染症危機に対する理解を深めるとともに、想定される事態に備え、リスクコミュニケーションの在り方を整理し、体制整備や取組を進める。

第 1 節 準備期

(1) 目的

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、町民、県や他の市町村、医療機関、事業者等とのリスク情報とその見方の共有等を通じて、町民等が適切に判断・行動できるようにすることが重要である。このため、町は、平時から、町民等の感染症に対する意識を把握し、感染症危機に対する理解を深めるとともに、リスクコミュニケーションの在り方を整理し、体制整備や取組を進める必要がある。

具体的には、町民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、平時から普及啓発を含め、感染症対策等について適時に必要な情報提供・共有を行い、感染症に関するリテラシー¹⁵を高めるとともに、国、県及び町による情報提供・共有に対する認知度・信頼度の一層の向上を図る。

また、町は、新型インフルエンザ等が発生した際の円滑な情報提供・共有や、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションができるよう、発生状況に応じた町民等への情報提供・共有の項目や手段、情報の受取手の反応や必要として

¹⁵ 健康に関する医学的・科学的な知識・情報を入手・理解・活用する能力（ヘルスリテラシー）の一環。

いる情報を把握し、更なる情報提供・共有にいかす方法等について整理し、あらかじめ定める。

(2) 所要の対応

1-1. 新型インフルエンザ等の発生前における町民等への情報提供・共有

1-1-1. 情報提供・共有について

町は、平時から、感染症に関する基本的な情報、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）、感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等その対策等について、町民の理解を深めるため、各種媒体を活用し、可能な限り多言語で、継続的かつ適時に、情報提供・共有を行う。これらの取組等を通じ、国、県及び町による情報が有用な情報源として、町民の認知度、信頼度が一層向上するように努める。

その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することについても啓発する。

1-1-2. 新型インフルエンザ等の発生時における情報提供・共有体制の整備等

- ① 町は、新型インフルエンザ等の発生状況に応じて町民等へ情報提供・共有する内容について整理する。また、町民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、こども¹⁶、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、情報提供・共有する媒体や方法について整理する。
- ② 町は、有事に速やかに感染症情報の町民等への情報提供・共有が図れるよう、必要に応じて専門的知見を有する者等から助言等を得ながら、町民等への情報提供・共有方法や、相談センターの設置を始めとした町民等からの相談体制の整備、リスクコミュニケーションの在り方等について検討する。
- ③ 町は、国や県から示される感染症の発生状況等に関する公表基準等を踏まえ、町民等に対し、個人情報やプライバシーの保護に留意しつつ、感染症対策に必要な情報提供・共有を行う。
- ④ 町は、感染症情報の共有に当たり、情報の受取手である町民等と可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを適切に行うことができるよう、町民等が必要とする情報を把握し、更なる情報提供・共有にいかす方法等を整理する。
- ⑤ 町は、有事における円滑な連携のため、新型インフルエンザ等の患者等に関する情報など県知事が必要と認める情報提供の具体的な方法等について、あらかじめ県に確認しておく。

¹⁶ 町行動計画では、「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針～こどもまんなか社会を目指すこども家庭庁の創設～」(2021年12月21日閣議決定)に倣い、法令上の用語等を除き、「こども」という表記を使用する。

1-1-3. 偏見・差別等に関する啓発

町は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療関係者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等、感染症対策の妨げにもなることについて啓発する。

これらの取組等を通じ、国、県及び町による情報提供・共有が有用な情報源として、町民等による認知度・信頼度が一層向上するよう努める。

1-1-4. 双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進

町は、国から要請を受けて、コールセンター等を設置する準備を進める。

1-1-5. 偽・誤情報に関する啓発

町は、感染症危機において、偽・誤情報の流布、さらに SNS 等によって増幅されるインフォデミック（信頼性の高い情報とそうではない情報が入り混じって不安や恐怖と共に急激に拡散され、社会に混乱をもたらす状況）の問題が生じ得ることから、科学的知見に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、町民等が正しい情報を円滑に入手できるよう努める。

これらの取組等を通じ、国、県及び町による情報提供・共有が有用な情報源として、町民等による認知度・信頼度が一層向上するよう努める。

第2節 初動期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生又は発生の疑いを踏まえ、感染拡大に備えて、町民等に新型インフルエンザ等の特性や対策等についての状況に応じた的確な情報提供・共有を行い、準備を促す必要がある。

具体的には、町民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、町民等の関心事項等を踏まえつつ、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報について、当該感染症に関する全体像が分かるよう、迅速に分かりやすく提供・共有する。その際、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを行うよう努める。また、感染者等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げにもなること等について、情報提供・共有するとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、町民等の不安の解消等に努める。

2-1. 情報提供・共有について

2-1-1. 初動期における情報提供・共有について

準備期に整備したリスクコミュニケーションの実施体制について、本格的に体制を

強化し、町民に対して必要な情報提供・共有、リスクコミュニケーションを行う。

2-1-2. 県と町の間における感染状況等の情報提供・共有について

町は、住民にとって最も身近な行政主体として、住民に対するきめ細かいリスクコミュニケーションを含む周知・広報や住民からの相談受付等を実施するため、準備期であらかじめ確認しておいた具体的な手順により、県知事が必要と認める新型インフルエンザ等の患者等に関する情報を入手し、県から協力要請される健康観察や、患者等の生活支援を行う。

2-2. 双方向のコミュニケーションの実施

町は、国からの要請を受けて、コールセンター等を設置する。

2-3. 偏見・差別等に関する啓発

町は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療関係者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等、感染症対策の妨げにもなることについて啓発する。これらの取組等を通じ、国、県及び町による情報提供・共有が有用な情報源として、町民等による認知度・信頼度が一層向上するよう努める。

第3節 対応期

(1) 目的

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、リスク情報とその見方の共有等を通じて、町民等が適切に判断や行動できるようにすることが重要である。このため、町は、町民等の関心事項等を踏まえつつ、対策に対する町民等の理解を深め、リスク低減のパートナーとして、適切な行動につながるよう促す必要がある。

具体的には、町民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、町民等の関心事項等を踏まえつつ、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報について、迅速に分かりやすく提供・共有する。

その際、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを行うよう努める。また、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することや、感染者等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げにもなること等について情報提供・共有するとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、その時点で、得られた科学的知見等に基づく情報を、繰り返し提供・共有する等、町民等の不安の解消等に努める。

(2) 所要の対応

3-1. 情報提供・共有について

3-1-1. 対応期における情報提供・共有について

準備期に整備したリスクコミュニケーションの実施体制について、本格的に体制を強化し、町民に対して必要な情報提供・共有、リスクコミュニケーションを行う。

3-1-2. 県との間における感染状況等の情報提供・共有について

町は、町民にとって最も身近な行政主体として、町民に対するきめ細かいリスクコミュニケーションを含む周知・広報や住民からの相談受付等を実施するため、準備期であらかじめ確認しておいた具体的な手順により、県知事が必要と認める新型インフルエンザ等の患者等に関する情報を入手し、県から協力要請される健康観察や、患者等の生活支援を行う。

3-2. 基本的方針

3-2-1. 双方向のコミュニケーションの実施

町は、国からの要請を受けて、コールセンター等を継続する。

3-3. 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

町は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療関係者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等、感染症対策の妨げにもなることについて、その状況等を踏まえつつ、適切に情報提供・共有する。あわせて、偏見・差別等に関する各種相談窓口に関する情報を整理し、町民等に周知する。

また、例えば、ワクチン接種や治療薬・治療法に関する科学的根拠が不確かな情報等、偽・誤情報の拡散が確認された場合は、その時点で得られた科学的知見に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、町民等が正しい情報を円滑に入手できるよう、適切に対処する。

第3章 まん延防止

第1節 準備期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することで、町民の生命及び健康を保護する。このため、国や県の方針を踏まえ、対策の実施に当たり参考とする必要のある指標やデータ等の整理を平時から行う。

また、有事におけるまん延防止措置への協力を得るとともに、まん延防止対策による社会的影響を緩和するため、町民や事業者の理解促進に取り組む。

(2) 所要の対応

1-1. 新型インフルエンザ等発生時の対策強化に向けた理解及び準備の促進等

- ① 町及び学校等は、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。

また、自らの感染が疑われる場合は、保健所等に連絡し指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うこと等の有事の対応等について、平時から理解促進を図る。

第2節 初動期

(1) 目的

町は、新型インフルエンザ等の発生時に、まん延防止対策の適切かつ迅速な実施により、感染拡大のスピードやピークを抑制し、県が医療提供体制等の整備を行うための時間を確保するとともに、ピーク時の受診患者数や入院患者数等を減少させ、確保された医療提供体制で対応可能となるようにするため、まん延の防止やまん延時の迅速な対応がとれるよう準備を行う。

(2) 所要の対応

2-1. 町内でのまん延防止対策

- ① 町は、国や県等から提供される感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、臨床像に関する情報等、有効なまん延防止対策に資する情報を、速やかに町民及び関係機関等に提供する。
- ② 町は、国からの要請を受けて、業務継続計画に基づく対応の準備を行う。

第3節 対応期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の感染拡大のスピードやピークを抑制するため、まん延防止対策を講ずることで、医療のひっ迫を回避し、町民の生命や健康を保護する。その際、町民生活や地域経済活動への影響も十分考慮する。

また、指標やデータ等を活用しながら、緊急事態措置を始めとする対策の効果と影響を総合的に勘案し、柔軟かつ機動的に対策を切り替えていくことで、町民生活や地域経済活動への影響の軽減を図る。

(2) 所要の対応

3-1. まん延防止対策の内容

町は、国、県、JIHS 等による情報収集・分析やリスク評価及び国や県が発出するまん延防止対策の方針に基づき、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感

受性等)、変異の状況及び町民の免疫の獲得の状況に応じた、適切なまん延防止対策を講ずる。なお、まん延防止対策を講ずるに際して、町民生活や地域経済活動への影響も十分考慮する。

3-1-1. 患者や濃厚接触者への対応

町は、国や県が感染症法に基づき、患者への対応（入院勧告・措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請）等の措置を行うことを、町民に対し周知する。

3-1-2. 患者や濃厚接触者以外の町民等に対する情報提供等

町は、町民に対し、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策、時差出勤やテレワーク、オンライン会議の活用等の取組を促進する。

第4章 ワクチン

第1節 準備期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、町民の生命及び健康を保護し、町民生活及び町民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、ワクチンの接種体制について、新型インフルエンザ等が発生した場合に円滑な接種を実現できるよう、国や県のほか、医師会や医療機関、事業者等と連携し、必要な準備を進める。

(2) 所要の対応

1-1. ワクチンの接種に必要な資材

町は、以下の図表4を参考に、平時から予防接種に必要な資材の確保方法等の確認を行い、接種を実施する場合に速やかに確保できるよう準備する。

図表4 予防接種に必要なとなる可能性がある資材

【準備品】	【医師・看護師用物品】	
☐ 消毒用アルコール綿 ☐ トレイ ☐ 体温計 ☐ 医療廃棄物容器、針捨て容器 ☐ 手指消毒剤 ☐ 救急用品 接種会場の救急体制を踏まえ、必要な物品を準備すること。代表的な物品を以下に示す。	☐ マスク ☐ 使い捨て手袋（S・M・L） ☐ 使い捨て舌圧子 ☐ 膿盆 ☐ 聴診器 ☐ ペンライト ☐ 感染症対策用ゴミ袋	
・ 血圧計等 ・ 静脈路確保用品 ・ 輸液セット	<th>【文房具類】</th>	【文房具類】
	☐ ボールペン（赤 ・ 黒） ☐ 日付印	

・ 生理食塩水 ・ アドレナリン製剤、抗ヒスタミン剤、抗けいれん剤、副腎皮質ステロイド剤等の薬液	☐ スタンプ台 ☐ はさみ
	【会場設営物品】
	☐ 机 ☐ 椅子 ☐ スクリーン ☐ 簡易ベッド ☐ 延長コード ☐ 冷蔵庫／保冷バッグ・保冷剤 ☐ ワクチン保管用冷凍庫・冷蔵庫 ☐ 耐冷手袋等

1-2. ワクチンの供給体制

町は、実際にワクチンを供給するに当たっては、管内のワクチン配送事業者のシステムへの事前の登録が必要になる可能性があるため、随時事業者の把握をするほか、医療機関単位のワクチン分配量を決定する必要もあることから、管内の医療機関と密に連携し、ワクチンの供給量が限定された状況に備え、ワクチンの供給量に応じた医療機関ごとの分配量を想定しておく。

1-3. 接種体制の構築

1-3-1. 接種体制

町は、医師会等の関係者と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な訓練を平時から行う。

1-3-2. 特定接種¹⁷

新型インフルエンザ等対策の実施に携わる町職員等については、町を実施主体として、原則として集団的な接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう準備期から接種体制の構築を図る。このために、国からの要請を受けて、特定接種の対象となり得る者に対して集団的な接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるように、接種体制を構築する。

1-3-3. 住民接種

平時から以下（ア）から（ウ）までのとおり迅速な予防接種等を実現するための準備を

¹⁷ 新型インフルエンザ等が発生した場合に、医療の提供又は国民生活・国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者の従業員や、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員に対して行う予防接種

行う。

(ア) 町は、国や県と連携し、町民に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る。

a 町は、国や県の協力を得ながら、希望する町民全員が速やかに接種することができるよう、準備期の段階から、初動期や対応期に求められる対応を想定し、パンデミック時にワクチン接種の円滑な実施が可能となるよう、以下に列举する事項等の接種に必要な資源等を明確にした上で、医師会等と連携の上、接種体制について検討を行う。また、必要に応じ、接種会場において円滑な接種を実施できるよう、平時から接種の流れを確認するシミュレーションを行う。

- i 接種対象者数
- ii 職員の人員体制の確保
- iii 医師、看護師、受付担当者等の医療従事者等の確保
- iv 接種場所の確保（町内の医療機関、町内の公共施設等）及び運営方法の策定
- v 接種に必要な資材等の確保
- vi 国、県及び近隣市町村や、医師会等の関係団体への連絡体制の構築
- vii 接種に関する町民への周知方法の策定

b 町は、医療従事者や高齢者施設の従事者、高齢者等の接種対象者数を推計しておく等、住民接種のシミュレーションを行うことが必要である。また、高齢者支援施設等の入所者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、関係部局と連携し、これらの者への接種体制を構築する。

図表5 接種対象者の試算方法の考え方

	住民接種対象者試算方法		備考
総人口	人口統計(総人口)	A	
基礎疾患のある者	対象地域の人口の7%	B	
妊婦	親子健康手帳届出数	C	
幼児	人口統計(1-6歳未満)	D	
乳児	人口統計(1歳未満)	E1	
乳児保護者*	人口統計(1歳未満)×2	E2	乳児の両親として、対象人口の2倍に相当
小学生・ 中学生・ 高校生相当	人口統計(6-18歳未満)	F	
高齢者	人口統計(65歳以上)	G	
成人	対象地域の人口統計から上記の人数を除いた人数	H	$A-(B+C+D+E1+E2+F+G)=H$

*乳児(1歳未満の者)が接種不可の場合、その保護者を接種対象者として試算する。

c 町は、医療従事者の確保について、接種方法（集団的接種個別接種）や会場の数、開設時間の設定等により、必要な医療従事者の数や期間が異なることから、過去に実施された実績を基に、接種方法等に応じ、必要だと想定される医療従事者数を算定する。個別接種、集団的接種いずれの場合も、医師会や医療機関等との協力の下、接種体制が構築できるよう意見交換を行う等の準備を進める。

d 町は、接種場所の確保について、各接種会場の対応可能人数等を推計するとともに、受付場所、待合場所、問診を行う場所、接種を実施する場所、経過観察を行う場所、応急処置を行う場所、ワクチンの保管場所及び調剤（調製）場所、接種の実施に当たる人員の配置のほか、接種会場の入口から出口の導線に交差がなく、かつそれぞれの場所で滞留が起こらないよう配置を検討する。また、調製後のワクチンの保管については、室温や遮光等、適切な環境の維持に配慮し、医師及び看護師の人員については、自らが直接運営するほか、医師会等と委託契約を締結し、当該医師会等が運営することも検討する。

（イ） 町は、円滑な接種の実施のため、国等が構築するシステムを活用して全国の医療機関と委託契約を結ぶ等、町内以外における接種が可能となるよう取組を進める。

（ウ） 町は、速やかに接種できるよう、医師会等の医療関係者や学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等の接種の具体的な実施方法について準備を進める。

1-4. 情報提供・共有

1-4-1. 住民への対応

町は、国が科学的根拠に基づき提供・共有する予防接種に係る情報について、被接種者やその保護者（小児の場合）等にとって分かりやすい情報提供を行うとともに、被接種者等が持つ疑問や不安に関する情報収集及び必要に応じたQ & A等の提供など、双方向的な取組を進める。

1-4-2. 町における対応

町は、定期の予防接種の実施主体として、医師会等の関係団体との連携の下に、適正かつ効率的な予防接種の実施、健康被害の救済及び住民への情報提供等を行う。

1-4-3. 民生部局以外の分野との連携

町は、予防接種施策の推進に当たり、医療関係者及び民生部局以外の分野との連携等の強化に努める。

また、児童生徒に対する予防接種施策の推進に当たっては、町教育委員会等との連携を

進め、予防接種施策の推進に資する取組に努める。

1-5. DX の推進

- ① 町は、町が活用する予防接種関係のシステム（健康管理システム等）が、国が整備するシステム基盤と連携することで、予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、国が示す当該システムに関する標準仕様書に沿って、当該システムの整備を行う。
- ② 町は、接種対象者を特定の上、国が整備するシステム基盤に接種対象者を登録することで、接種勧奨を行う場合に、システムを活用して接種対象者のスマートフォン等に通知できるよう準備を進める。ただし、電子的に通知を受けることができない者に対しては、紙の接種券等を送付する。
- ③ 町は、予防接種事務のデジタル化に対応する医療機関を町民が把握できるよう、マイナンバーカードを活用して電子的に予診票情報の登録等を行った接種対象者が、予防接種事務のデジタル化に対応できていない医療機関に来院する等のミスマッチが生じないよう環境整備に取り組む。
- ④ 町が DX を推進するには、担当職員の専門知識の向上が不可欠である。このため、平時より、職員向けのオンライン講習会やデータ管理システムの実践研修を定期的に行い、情報管理能力を向上させること、町民向けの感染症対策のデジタル化への理解促進を目的とした啓発活動を強化する。

第 2 節 初動期

(1) 目的

発生した新型インフルエンザ等に関する情報を速やかに収集しつつ、準備期に計画した接種体制等を活用し、速やかな予防接種へとつなげる。

(2) 所要の対応

2-1. 接種体制の構築

町は、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等、接種体制の構築を行う。

2-2. ワクチンの接種に必要な資材

町は、第 4 章第 1 節 1-1 において必要と判断し準備した資材について、適切に確保する。

2-3. 接種体制

2-3-1. 特定接種

接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、接種体制を構築する国、県及び町は、医師会等の協力を得て、その確保を図る。また、町は、接種体制を構築する

登録事業者に対して、医療従事者の確保に向けて医師会の調整が得られるよう必要な支援を行う。

2-3-2. 住民接種

- ① 町は、目標となる接種ペースに応じた接種を速やかに開始できるよう、住民基本台帳に基づく人口や年齢等の情報、接種記録等を管理するシステム基盤等を通じて接種予定数の把握を行い、接種の勧奨方法や予約の受付方法について検討するとともに、接種に必要な資材等の確保に向けた調整を開始する。
- ② 接種の準備に当たっては、予防接種業務所管部署の平時の体制で想定している業務量を大幅に上回る業務量が見込まれるため、組織・人事管理などを担う部署も関与した上で、全庁的な実施体制の確保を行う。
- ③ 予防接種を実施するために必要な業務を洗い出し、各業務の担当部門を決定した上で、それぞれの業務について、必要な人員数の想定、個人名入り人員リストの作成、業務内容に係る事前の説明の実施、業務継続が可能なシフトの作成などを行い、業務の優先順位及び内容に応じて必要な人員の確保及び配置を行う。予防接種の円滑な推進を図るため、県と連携し行う。なお、接種会場のスタッフ、コールセンター、データ入力等、外部委託できる業務については積極的に外部委託するなど、業務負担の軽減策も検討する。
- ④ 町は、医師会等と連携し、医療従事者の確保を図る。
- ⑤ 町は、接種が円滑に行われるよう、医師会、近隣市町村、医療機関等と接種実施医療機関の確保について協議を行う。その際、接種実施医療機関等における診療時間の延長や休診日の接種等も含め、多人数への接種を行うことのできる体制を確保するほか、必要に応じ、保健相談センターや学校等、公的な施設等の医療機関以外の会場等を活用し、医療機関等の医師・看護師等が当該施設等において接種を行うことについても協議を行う。また、大規模接種会場を設けることを県へ要請することを検討する。
- ⑥ 町は、高齢者支援施設、社会福祉施設等に入所中の者等、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、医師会等の関係団体と連携し、接種体制を構築する。
- ⑦ 医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合は、当該接種会場の運営方法を検討し、医療従事者以外の運営要員の確保を進める。なお、当該接種会場において、ワクチンの配送や予約管理、マイナンバーカードを活用した接種対象者の本人確認等の予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、当該接種会場をシステム基盤に登録するほか、必要な設備の整備等の手配を行う。
- ⑧ 医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合は、医療法に基づく診療所開設の許可・届出が必要である。また、接種方法や会場の数、開設時間枠の設定により、必要な医師数や期間が異なることから、地域の実情に合わせて、必要な医療従事者数を算定する。

なお、具体的な医療従事者等の数の例としては、予診を担当する医師1名、接種を

担当する医師又は看護師 1 名、薬液充填及び接種補助を担当する看護師を 1 チームとすることや接種後の状態観察を担当する者（看護師等の医療従事者が望ましい）を 1 名おくこと、その他、検温、受付、記録、誘導、案内、予診票確認、接種済証の発行等については、事務職員等が担当することを想定する。

- ⑨ 接種会場での救急対応については、被接種者にアナフィラキシーショックやけいれん等の重篤な副反応がみられた際に、発症者の速やかな治療や搬送に資するよう、あらかじめ、会場内の従事者の役割を確認するとともに、医師会等の地域の医療関係者や消防機関の協力を得ながら、町内の医療機関と調整を行い、搬送先となる接種会場近傍の 2 次医療機関等を選定し、地域の医療関係者や消防機関と共有することにより、適切な連携体制を確保する。

具体的な必要物品については、図表 6 で示す物品が想定されるため、会場の規模やレイアウトを踏まえ必要数等を検討する。

図表 6 接種会場において必要と想定される物品

【準備品】	【医師・看護師物品】
☐ 消毒用アルコール綿 ☐ トレイ ☐ 体温計 ☐ 医療廃棄物容器、針捨て容器 ☐ 救急用品 接種会場の救急体制を踏まえ、必要な物品を準備すること。代表的な物品を以下に示す。 ・ 血圧計等 ・ 静脈路確保用品 ・ 輸液セット ・ 生理食塩水 ・ アドレナリン製剤、抗ヒスタミン剤、抗けいれん剤、副腎皮質ステロイド剤等の薬液	☐ マスク ☐ 使い捨て手袋（S・M・L） ☐ 使い捨て舌圧子 ☐ 膿盆 ☐ 聴診器 ☐ ペンライト ☐ 感染症対策用ゴミ袋
	【文房具類】
	☐ ボールペン（赤・黒） ☐ 日付印 ☐ スタンプ台 ☐ はさみ
	【会場設営物品】
	☐ 机 ☐ 椅子 ☐ スクリーン ☐ 簡易ベッド ☐ 延長コード ☐ 冷蔵庫／保冷バッグ・保冷剤 ☐ ワクチン保管用冷凍庫・冷蔵庫 ☐ 耐冷手袋等

- ⑩ 感染性産業廃棄物が運搬されるまでに保管する場所は、周囲に囲いを設け、当該

廃棄物の保管場所である旨を表示した掲示板を掲げること等の必要な措置を講じ、その他、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）の基準を遵守する。また、廃棄物処理業者と収集の頻度や量等について協議を行う。

- ⑪ 感染予防の観点から、接種経路の設定に当たっては、ロープ等により進行方向に一定の流れをつくることや、予診票の記入漏れや予防接種の判断を行うに際し、接種の流れが滞ることがないように配慮する。また、会場の確保については、被接種者が一定の間隔を取ることができるように広い会場を確保することや要配慮者への対応ができるように準備を行う。

第 3 節 対応期

(1) 目的

初動期に構築した接種体制に基づき、町民が速やかに接種を受けられるようにするとともに、ワクチンを接種したことによる症状等についても適切な情報収集を行う。また、実際の供給量や医療従事者等の体制等を踏まえ、関係者間で随時見直しを行い、柔軟な運用が可能な体制を維持する。

(2) 所要の対応

3-1. ワクチンや必要な資材の供給

町は、国からの要請を受けて、ワクチンの流通、需要量及び供給状況の把握し、接種開始後はワクチン等の使用実績等を踏まえ、特定の医療機関等に接種を希望する者が集中しないように、ワクチンの割り当て量の調整を行う。

- ① 町は、国からの要請を受けて、町に割り当てられたワクチンの量の範囲内で、接種実施医療機関等の接種可能量等に応じて割り当てる。
- ② 町は、国からの要請を受けて、ワクチンの供給に滞りや偏在等が生じた場合には、それらの問題を解消するために、県を中心に関係者に対する聴取や調査等を行って管内の在庫状況を含む偏在等の状況を把握した上で、地域間の融通等を行う。なお、ワクチンの供給の滞りや偏在等については、特定の製品を指定することが原因である可能性もあることから、他の製品を活用すること等も検討する。
- ③ 町は、国からの要請を受けて、供給の滞りや偏在等については、特定の製品に偏って発注等を行っていることが原因であることも考えられるため、県を中心に他の製品を活用すること等も含めて地域間の融通等を行う。

3-2. 接種体制

町は、初動期に構築した接種体制に基づき接種を行う。

3-2-1. 特定接種

3-2-1-1. 職員に対する特定接種の実施

町は、国や県と連携し、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる職員に対し、原則、集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。

3-2-2. 住民接種

3-2-2-1. 接種に関する情報提供・共有

- ① 町は、予約受付体制を構築し、接種を開始するとともに、国からの要請を受けて、国に対し、接種に関する情報提供・共有を行う。
- ② 町が行う接種勧奨については、整備された情報基盤を介して、接種対象者のマイナポータルアプリ等がインストールされたスマートフォン等に通知する。スマートフォン等の活用が困難な方に対しては、紙の接種券を発行すること等により接種機会を逸することのないよう対応する。
- ③ 接種会場や接種開始日等について、スマートフォン等に対して電子的に接種対象者に通知するほか、ウェブサイトや SNS を活用して周知することとする。なお、電子的に情報を収集することが困難な方に対しては、情報誌への掲載等、紙での周知を実施する。

3-2-2-2. 予防接種体制の構築

- ① 町は、国からの要請を受けて、準備期及び初動期に町において整理・構築した接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築を進める。
- ② 町は、接種状況等を踏まえ、接種の実施会場の追加等を検討する。
- ③ 町は、各会場において予診を適切に実施するほか、医療従事者や誘導のための人員、待合室や接種場所等の設備、接種に要する資材（副反応の発生に対応するためのものを含む）等を確保する。
- ④ 町は、発熱等の症状を呈している等の予防接種を行うことが不適当な状態にある者については、接種会場に赴かないよう広報等により周知すること及び接種会場において掲示等により注意喚起すること等により、接種会場における感染対策を図る。また、医学的ハイリスク者に対するワクチン接種については、接種に係るリスク等も考慮して、接種を実施する場合であっても、予診及び副反応に関する情報提供をより慎重に行う。
- ⑤ 町は、医療機関等に対して、医療従事者、医療機関に入院中の患者、在宅医療を受療中の患者については、基本的に当該者が勤務する、あるいは当該者の療養を担当する医療機関等において接種を行うよう要請する。また、町は、在宅医療を受療中の患者や、高齢者施設等に入所する者であって、当該医療機関における接種が困難な場合、訪問による接種も検討するよう要請する。
- ⑥ 町は、高齢者施設、社会福祉施設等に入所中の者等、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、町又は県の福祉部局、医師会等の関係団体と連携し、接種体制を構築する。

3-2-2-3. 接種体制の拡充

町は、感染状況を踏まえ、必要に応じて医療機関以外の接種会場の増設等を検討する。また、高齢者施設等の入所者等の接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、町又は県の福祉部局、医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。

3-2-2-4. 接種記録の管理

町は、地方公共団体間で接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、準備期に国が整備したシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行う。

3-3. 健康被害救済

- ① 町は、予防接種の実施により健康被害が生じた場合、被接種者等からの申請に基づき、八重瀬町予防接種健康被害調査委員会において内容を調査し、県を通して国へ進達し、国の審査結果に基づき給付を行う。
- ② 町は、予防接種健康被害救済制度について被接種者へ情報提供を行い、申請を受け付けるほか、申請を行おうとする被接種者等からの相談等への対応を適切に行う。
- ③ 住民接種の場合、接種した場所が住所地以外でも、健康被害救済の実施主体は、予防接種法第 15 条第 1 項に基づき、健康被害を受けた者が接種時に住民票を登録していた市町村とする。

3-4. 情報提供・共有

- ① 町は、自らが実施する予防接種に係る情報（接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等）に加え、国が情報提供・共有する予防接種に係る情報について住民への周知・共有を行う。
- ② 町は、地域における接種に対応する医療機関の情報、接種の状況、各種相談窓口など、必要な情報提供を行うことも検討する。
- ③ パンデミック時には、特定接種及び住民接種に関する広報を推進する必要がある一方で、定期の予防接種の接種率が低下し、定期の予防接種の対象疾病のまん延が生じないようにする必要があることから、町は、引き続き定期の予防接種の必要性等の周知に取り組む。

3-4-1. 特定接種に係る対応

町は、特定接種の対象となり得る者に対し、具体的な接種の進捗状況や、ワクチンの有効性・安全性に関する情報、相談窓口（コールセンター等）の連絡先など、接種に必要な情報を提供する。

3-4-2. 住民接種に係る対応

- ① 町は、実施主体として、住民からの基本的な相談に応じる。
- ② 特措法第 27 条の 2 第 1 項に基づく住民接種については、接種を緊急に実施するものであり、接種時には次のような状況が予想される。
 - a. 新型インフルエンザ等の流行に対する不安が極めて高まっている。
 - b. ワクチンの需要が極めて高い一方、当初の供給が限られている。
 - c. ワクチンの有効性・安全性については、当初の情報が限られ、接種の実施と並行して情報収集・分析が進められるため、逐次様々な知見が明らかになる。
 - d. 平時の予防接種では実施していない接種体制がとられることとなり、そのための混乱も起こり得る。
- ③ これらを踏まえ、広報に当たっては、次のような点に留意する。
 - a. 接種の目的や優先接種の意義等を分かりやすく伝える。
 - b. ワクチンの有効性・安全性についての情報をできる限り公開するとともに、分かりやすく伝える。
 - c. 接種の時期、方法など、町民一人一人がどのように対応すべきかについて、分かりやすく丁寧に伝える。

第 5 章 保健

町は、新型インフルエンザ等の感染が拡大し、多数の新型インフルエンザ等の患者が発生した場合には、新型インフルエンザ等対策の業務負荷の急増が想定される。そのため、平時から情報収集体制や人員体制の構築、新型インフルエンザ等の発生時に優先的に取り組むべき業務の整理、ICT の活用等を通じた業務効率化・省力化を行いながら、地域における新型インフルエンザ等対策を推進する。

第 3 節 対応期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、準備期に整理した関係機関との役割分担・連携体制に基づき、求められる業務に必要な体制を確保してそれぞれの役割を果たすとともに、地域の関係機関が連携して感染症危機に対応することで、町民の生命及び健康を保護する。その際、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、感染状況等を踏まえ、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるようにする。

(2) 所要の対応

3-1. 主な対応業務の実施

3-1-1. 健康観察及び生活支援

- ① 町は、県が実施する健康観察に協力する。
- ② 町は、県から当該患者やその濃厚接触者に関する情報等の共有を受けて、当該患者やその濃厚接触者に対し、県が実施する食事の提供等の日常生活を営むために必要なサービスの提供又はパルスオキシメーター等の物品の支給に協力する。

3-1-2. 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

- ① 町は、感染が拡大する時期にあつては、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等の対策について、町民等の理解を深めるため、町民等に対し、分かりやすく情報提供・共有を行う。
- ② 町は、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等の情報共有に当たって配慮が必要な者のニーズに応えられるよう、適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法で感染症対策や各種支援策の周知広報等を行う。

第6章 物資

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延するおそれがあり、感染症対策物資等の急激な利用の増加が見込まれる。感染症対策物資等の不足により、医療、検査等の円滑な実施が滞り、町民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。

このため、感染症対策物資等が医療機関を始めとする関係機関で十分に確保されるよう、平時から備蓄等の推進や円滑な供給に向けた対策等を講ずることが重要である。町は、平時から国、県の方針に基づき、個人防護具や感染症対策物資等の備蓄を進める。

第1節 準備期

(1) 目的

感染症対策物資等は、有事に、医療や検査等を円滑に実施するために欠かせないものである。そのため、町は、感染症対策物資等の備蓄の推進等の必要な準備を適切に行うことにより、有事に必要な感染症対策物資等を確保できるようにする。

(2) 所要の対応

1-1. 感染症対策物資等の備蓄等

- ① 町は、町行動計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄等するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する。なお、この備蓄については、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。
- ② 消防機関は、国及び都道府県からの要請を受けて、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等の搬送従事者のための個人防護具の備蓄を進める。

第7章 住民の生活及び地域経済の安定の確保

新型インフルエンザ等の発生時には、町民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、町民生活及び町民の社会経済活動に大きな影響が及ぶ可能性がある。このため、町は、新型インフルエンザ等の発生時に備え、町民や事業者等に対し、必要な準備を行うことを推奨する。新型インフルエンザ等の発生時には、町は、町民生活及び町民の社会経済活動の安定の確保に必要な対策や支援を行う。また、町民や事業者等は、平時の準備を基に、自ら感染防止や事業継続に努める。

第1節 準備期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生時には、町民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置の実施により、町民生活及び町民の社会経済活動に大きな影響が及ぶ可能性がある。町は、必要な準備を行いながら、町民や事業者等に対し、適切な情報提供・共有を行い、必要な準備を行うことを推奨する。新型インフルエンザ等の発生時に町民生活及び町民の社会経済活動の安定を確保するための体制及び環境を整備する。

(2) 所要の対応

1-1. 情報共有体制の整備

町は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、関係機関との連携や内部部局間での連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。

1-2. 支援の実施に係る仕組みの整備

町は、新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、DXを推進し、適切な仕組みの整備を行う。その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな方々、外国人等も含め、支援対象に迅速に網羅的に情報が届くようにすることに留意する。具体的に、紙ベースでの通知や説明会の開催、公式LINE等を活用した専用相談窓口の設置などを併用する形で、情報提供を強化することを検討する。

1-3. 物資及び資材の備蓄

① 町は、町行動計画に基づき、第6章第1節（「物資」における準備期）1-1で備蓄する感染症対策物資等のほか、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、必要な食料品や生活必需品等を備蓄する。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。

② 町は、事業者や住民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。

1-4. 生活支援を要する者への支援等の準備

町は、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障がい者等の要配慮者等への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、県と連携し要配慮者の把握とともにその具体的手続を決めておく。

また、行政だけでは、地域の孤立者を把握することは難しいことから、社協・民生委員・自治会等を『地域支援の担い手』とした視点で、平時から要配慮者の把握及び支援の連携体制を構築する。

1-5. 火葬体制の構築

町は、国や県等と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。

第2節 初動期

(1) 目的

町は、新型インフルエンザ等の発生に備え、必要な対策の準備等を行い、町民や事業者等に、事業継続のための感染対策等の必要となる可能性のある対策の準備等を呼び掛ける。また、新型インフルエンザ等が発生した場合には、速やかに所要の対応を行い、町民生活及び町民の社会経済活動の安定を確保する。

(2) 所要の対応

2-1. 事業継続に向けた準備等の勧奨

町は、新型インフルエンザ等の発生に備え、感染の可能性のある者との接触機会を減らす観点から、必要に応じて事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、感染が疑われる症状がみられる従業員等への休暇取得の推奨、オンライン会議等の活用、テレワークや時差出勤の推進等の感染拡大防止に必要な対策等の準備をするよう勧奨する。

2-2. 生活関連物資等の安定供給に関する呼び掛け

町は、町民等に対し、生活関連物資等（食料品や生活必需品その他の町民生活との関連性が高い物資又は町民経済上重要な物資をいう）の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼び掛けるとともに、事業者に対しても、物価の安定及び生活関連物資の安定供給を図るため、協力や便乗値上げの防止要請を行う。

2-3. 遺体の火葬・安置

町は、県を通じての国からの要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。

第3節 対応期

(1) 目的

町は、準備期での対応を基に、町民生活及び町民の社会経済活動の安定を確保するための取組を行う。また、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた影響を緩和するため、必要な支援及び対策を行う。

3-1. 住民の生活の安定の確保を対象とした対応

3-1-1. 心身への影響に関する施策

町は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、こどもの発達・発育に関する影響への対応等）を講ずる。

3-1-2. 生活支援を要する者への支援

町は、県の要請を受けて、高齢者、障がい者等の要配慮者等に必要に応じ生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。

また、必要に応じて、社協・民生委員・自治会等の地域の協力者と連携を図る。

3-1-3. 教育及び学びの継続に関する支援

町は、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取組等の必要な支援を行う。

3-1-4. 生活関連物資等の価格の安定等

町は、町民の生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係業界団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。

- ① 町は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、住民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、住民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。
- ② 町は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、町行動計画に基づき、適切な措置を講ずる。
- ③ 町は、新型インフルエンザ等緊急事態において、町民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は町民経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が

生じ、又は生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和 48 年法律第 48 号）、国民生活安定緊急措置法（昭和 48 年法律第 121 号）その他の法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講ずる。

3-1-5. 埋葬・火葬の特例等

- ① 町は、戸籍事務担当課を窓口とし、関係市町村と連携し火葬体制の調整を行う。
- ② 町は、県を通じての国からの要請を受けて、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。
- ③ 町は、遺体の保存作業のために必要となる人員等を確保する。
- ④ 万が一、臨時遺体安置所において収容能力を超える事態となった場合には、町は、臨時遺体安置所の拡充について県の情報を確認し、早急に措置を講ずる。
- ⑤ 新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があるときは、厚生労働大臣が定める地域や期間においては埋火葬の許可を受けられるとともに、公衆衛生上の危害を防止するために特に緊急の必要があると認められるときは埋火葬の許可を要しない等の特例が設けられるので、町は、当該特例に基づき埋火葬に係る手続を行う。

3-2. 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応

3-2-1. 事業者に対する支援

町は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営及び国民生活への影響を緩和し、住民の生活及び地域経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を、公平性にも留意し、効果的に講ずる。

3-2-2. 住民の生活及び地域経済の安定に関する措置

町は、新型インフルエンザ等緊急事態において、町行動計画に基づき、水を安定かつ適切に供給するため必要な措置を講ずる。